

穴水町支援（第4陣）

第4陣派遣 1月17日（水）～22日（月）

危機情報課 杉山 徹

頂

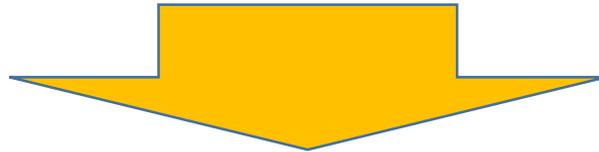
目

- 1 第4陣の立ち位置
- 2 市町が行う災害対応業務(1)
- 3 市町が行う災害対応業務(2)
- 4 市町が行う災害対応業務(3)
- 5 派遣をとおして見えたもの
- 6 被災した方の声、派遣者の声

第4陣の立ち位置

1月中旬～下旬にかけての時期
混乱期から少し落ち着いたところで、
被災自治体の置かれた状況を踏まえつつ、
一定の方向性を共有して進む必要がある。

今、穴水町ですべきこと、できることを提案する必要がある。
が、「こうすべき」を振りかざさないことが重要。



役場の3階も避難所に！

穴水町滞在中、驚いたランキング「第4位」



市町が行う災害対応業務 (1)

申請が不要な支援

- ① 救出・救助
- ② 飲料水の供給
- ③ 医療
- ④ 避難所の設置
- ⑤ 炊出しその他による食品の給与
- ⑥ 被災した建物の応急危険度判定

誰もが受けられる支援
(災害救助法による)

危険

要注意

調査済

市町が行う災害対応業務 (2)

申請が必要なおもな制度7つ

① 「り災証明書」の発行

災害対策基本法による

り災証明書は、各種被災者支援策適用の判断材料として幅広く活用されている。



全壊（イメージ）
ある階が潰れる
瓦礫状態になる等

一部損壊（イメージ）
亀裂・剥離が発生
瓦のずれや落下が発生



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損壊割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

市町が行う災害対応業務 (2)

② 「被災者生活再建支援金」の申請受付

被災者生活再建支援法による

区 分	①基礎支援金 (被害程度による)	②加算支援金 (再建方法による)	合 計
ア 全壊世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 (公営除く) 50万円	300万円
イ 半壊解体等世帯			200万円
ウ 長期避難世帯			150万円
エ 大規模半壊世帯	50万円	250万円	
オ 中規模半壊世帯	なし	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 (公営除く) 25万円	150万円
			100万円
			50万円
			25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額
300万円は最大の組み合わせであることに留意。

市町が行う災害対応業務 (2)

③ 「応急仮設住宅」の入居対応

災害救助法による

大規模災害により住宅を失った被災者に対して提供される、
応急的、一時的な住宅で以下の2種類がある。

・入居期間 2年以内（延長例あり）光熱水費、駐車場使用料は入居者負担

① 建設型応急仮設住宅

空き地にプレハブ等を県が建設し、被災者に提供。

② 借上げ型応急住宅

民間賃貸住宅を県が借上げ、被災者に提供。

仮設住宅（珠州市）



穴水町の状況 4月22日現在

仮設住宅申込数 632件

発注済件数 478戸（うち182戸分完成）

市町が行う災害対応業務（2）

④ 「住宅の応急修理」の申請受付

（災害救助法による）

日常生活に必要な
最小限度の部分の修理

居室、炊事場及び便所等日常生活に
必要最小限度の部分 1 世帯あたり

① 大規模半壊、中規模半壊

706,000円以内

② 準半壊

343,000円以内

市町が行う災害対応業務（2）

④- 2 「住宅の緊急修理」の申請受付

（災害救助法による）

対象世帯

準半壊程度の被害を受け、雨水浸入等を放置すれば住宅被害が拡大するおそれがある世帯

費用の限度額

1世帯あたり50,000円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払い。
限度額を超える部分は、自己負担。

市町が行う災害対応業務 (2)

- ⑤ 「被災家屋等の解体・撤去（公費解体）」の受付
能登半島地震で被災した建物を、申請に基づき市町が所有者に代わって解体・撤去する制度

環境省の補助制度による

【対象となる建物】

「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と判定された建物

※申請には、「り災証明書」のほか、相続人や共有者、抵当権者などがある場合は、その同意書が必要

※東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨で実施

市町が行う災害対応業務 (2)

⑥ 「災害弔慰金・災害障害見舞金」の受付

対象災害

災害弔慰金の支給等に関する法律による

- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害等弔慰金等の額

種類	対象者	金額
災害弔慰金	死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合	500万円
	その他の場合	250万円
災害障害見舞金	死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合	250万円
	その他の場合	125万円

※被災した自治体でなく、住民票のある自治体で受付を行うことに留意

市町が行う災害対応業務 (2)

⑦ 「義援金」 穴水町の場合 (日本赤十字社等みなさんの募金による)

被害区分		穴水町独自	石川県	合計
人的被害	死亡者	10万円	100万円	110万円/人
住家被害	全壊	10万円	10万円	15万円/世帯
	大規模半壊	7万5千円	75万円	82万5千円/世帯
	中規模半壊	5万円	50万円	55万円/世帯
	半壊	2万5千円	25万円	27万5千円/世帯
	準半壊	—	10万円	10万円/世帯
	一部損壊	—	3万円	3万円/世帯

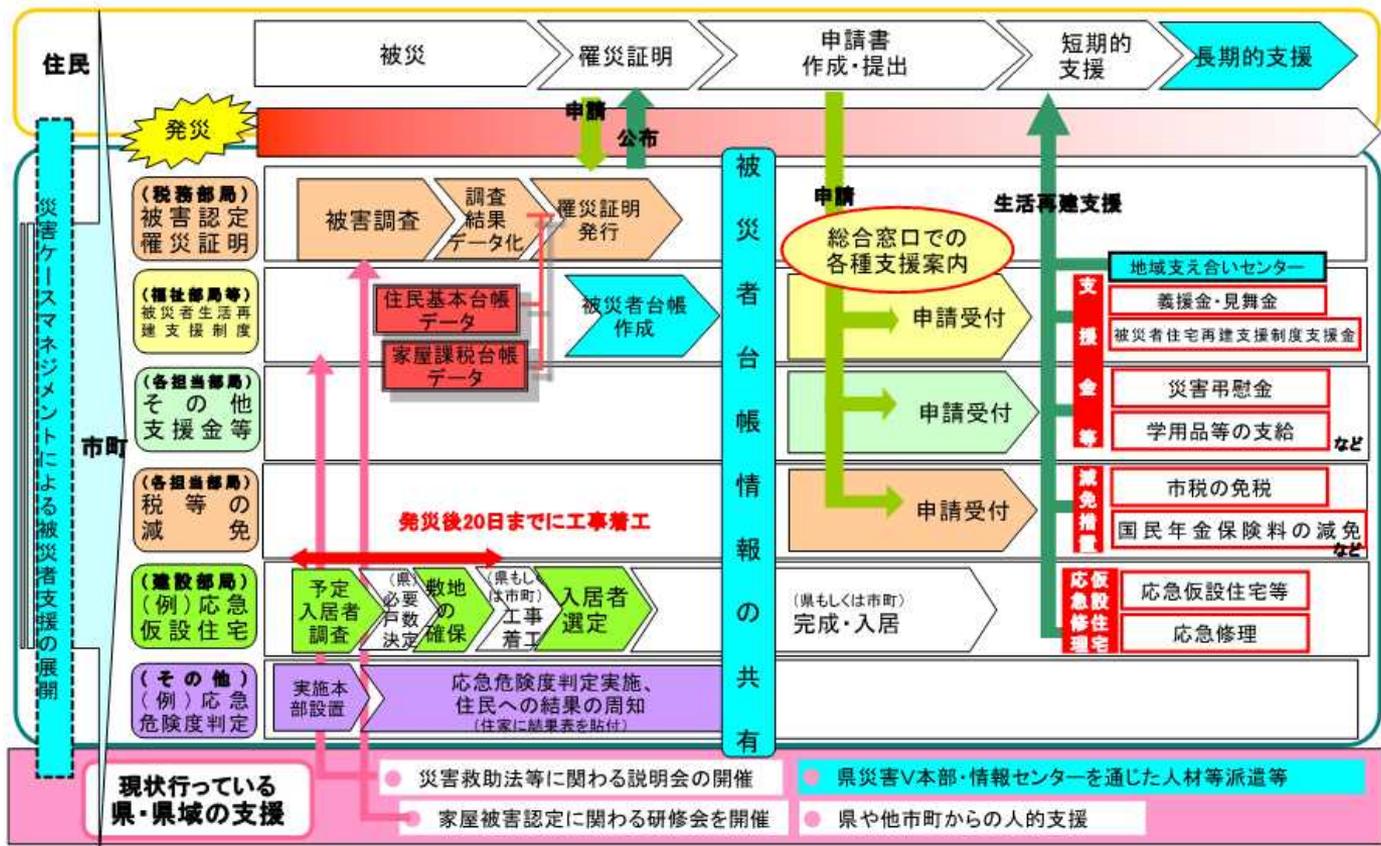
その他、町民一律穴水町独自が2万円、石川県が5万円、計7万円/人の配分がある。

穴水町HPを参照作成

この図を基本に、すべきこと、できることを提案・調整する必要がある。

生活再建のための業務の一覧(フロー図)

静岡県危機管理部作成

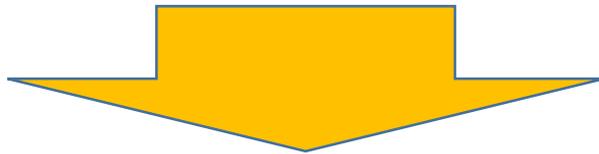


※すべての支援制度等を記載しているものではありません。日にちも目安であり、災害の規模や被災状況で大きく変わります。

各種申請窓口の集約

被災した方が各種申請に役場に来る回数を少なくする配慮・工夫が必要。

「り災証明書」交付を開始日が決まっているということで、「被災者生活再建支援金」の申請窓口を同一会場に設けた。



り災証明書発行の様子

1月24日～



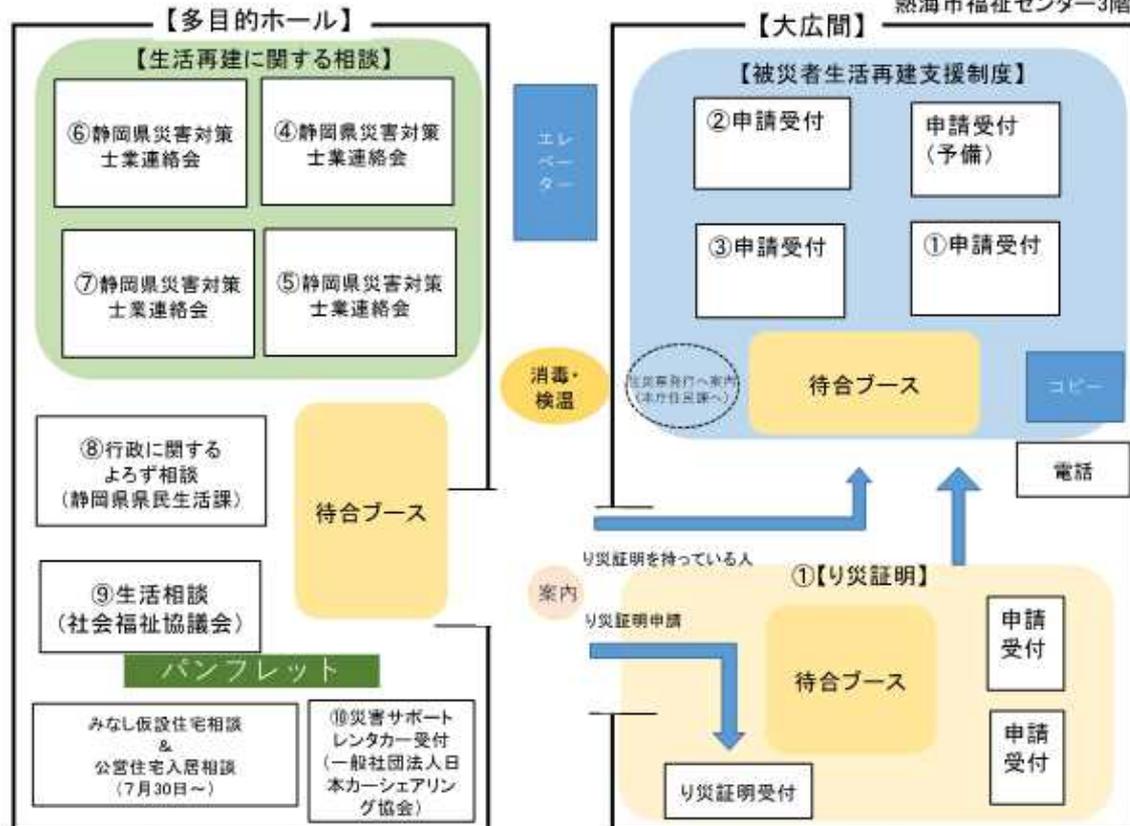
被災者生活再建支援金受付の様子 1月24日～



総合相談窓口の設置が望ましい【参考】

【参考】「令和3年7月1日からの大雨」による被害における被災者相談窓口のレイアウト(7月26日)

熱海市福祉センター3階

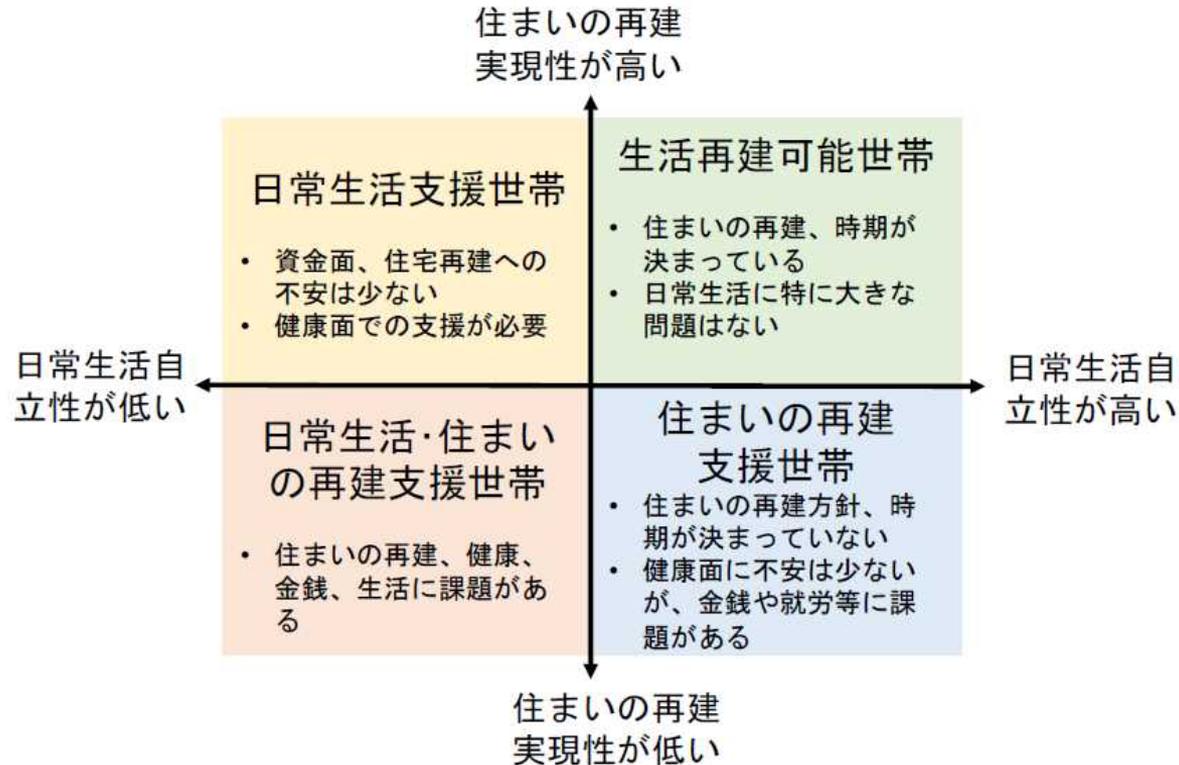


※被災自治体の状況に応じ、申請者の負担を最小限にすることを念頭にレイアウトを検討する必要がある。

市町が行う災害対応業務(3)

被災者の状況把握と中・長期的な支援

「災害ケースマネジメント」による分析



市町が行う災害対応業務(3)

被災者の状況把握と中・長期的な支援

「災害ケースマネジメント」による分析

	仙台市(※1) 2014年3月1日時点 (発災から約3年後)	熊本市(※2) 2016年11月15日現在 (発災から7ヶ月後)	坂町 2018年9月～10月時点 (発災から約3ヶ月後)
生活再建可能世帯	66.0% 5,686世帯	62.6% 2,326世帯	61.4% 952世帯
住まいの再建支援世帯	24.8% 2,133世帯	21.9% 812世帯	15.6% 242世帯
日常生活支援世帯	6.3% 540世帯	7.0% 261世帯	12.0% 186世帯
日常生活・住まいの 再建支援世帯	2.9% 251世帯	8.5% 315世帯	11.0% 171世帯

※平成30年7月豪雨被災者アセスメント調査(概要版) (一財)ダイバーシティ研究所 抜粋

そのために → 「被災者台帳」の整備 (被災者の状況把握の基礎資料)

その後 → ケースマネジメントにより 「地域支え合いセンター」による支援

派遣を通して見てきたもの

行政の限界部分を埋めるNPO



被災者の声(足湯・在宅訪問のつぶやき)

2月6日～12日

- 女性70代 避難所の中の間人間関係がギクシャクしてきた。長くいるとお互い我慢がし合えなくなる時もあるから、日中はできるだけ外に出るようにしてる。近所の人が多く時々人付き合いが難しい。
- 女性80代 一緒に生活できて楽しかった。明日の昼頃に解散になってしまうのがとても寂しい。
- 女性40代 自宅は一部損壊。子どもが食物アレルギーがあって症状がひどい。自衛隊の炊き出しはレトルトや缶詰が多いので食べられない。こんな時のための自助努力としてアレルギー用の食材は用意していたが底をついた。
- 女性60代 (行政勤めの)娘と息子がいるが、2人とも帰宅時間が遅く迷惑がかかるからと車中泊してる。家は全壊だけど命があるし、こうして皆さんに良くして貰って有難い。反面、私は何もしていないし、私なんかが足湯なんてもったいない。ありがとうございました。

派遣者の声(水・トイレ・耐震化)

- ・上水道が出ない状況でどう生活するか想定しておいた方が良い。井戸の利用や川で洗濯をしている様子が見られた。住宅の耐震化や地震に対する備えが非常に重要である。【裾野市 住家被害調査】
- ・屋外で活動している中でトイレが一番困りました。携帯用トイレを持って行きましたが、今まで使用したことがなくどうなるのか不安もあり、結局使わず、水分を控えつつどうしても我慢できないときは一旦役場まで戻ってきて仮設トイレを使用していました。【県庁 応急危険度判定】
- ・住宅の耐震化が最も重要だと感じた。公共施設(鉄筋コンクリート製)や新しい住宅は倒壊を免れていたが、建築基準法改正前(2000年以前)の木造住宅が倒壊しているように見えた。【県庁 仮設住宅建設支援】
- ・やはり基本は、「避難所」に行かなくても済む環境を如何に確保できるか(住宅の耐震化・備蓄等)が一番だと感じた。【県庁 総括支援】

新しい家の被害はないように見える



ブロック塀や神社の鳥居は崩壊



穴水大宮の鳥居

派遣者の声

- 穴水中学校の避難所代表者の一言「この避難所から死者は出さない覚悟で取り組んでいる」避難所生活は「死」を意識する場面が多いからこそその一言であり、災害に負けたくないという強い意志と計り知れない責任感が窺えました。

浜松市出身の方で静岡県への応援にととても感謝していました。

【富士宮市 避難所支援】

- ちょっとした言葉の行き違いや思い込みによるコミュニケーションギャップで情報の行き違いが見うけられ、非常時だからこそ丁寧なコミュニケーションが必要という場面がありました。

【沼津市 内灘町 給水活動】

派遣者の声

- 任務終了後、悲惨な光景が心に残り、すぐにいつもの日常に心身が戻りません。倒壊している家がないことをつい不思議に思ってしまったたり、被災地でショックだった出来事を思い出したりします。
- 「もっと何かできたのではないか」と自責の念に近い思いを感じながら、後ろ髪をひかれるような思いで被災地を後にし、帰宅後もその気持ちをしばらく引きずります。
- テレビのニュースで被災地をみるとすこし涙もろくなるような感じがあります。今回、災害派遣は3回目。思い起こすと、いずれの派遣でも同じような感覚でした。「災害派遣とはそういうものだ」ということを事前に伝えておくといいと思います。客観的に、その心理状態にある自分を「当然の反応だ」と思えると大丈夫です。

派遣者が感じたこと

•活動中、何か非があるようなことが起きたときに、職員を問いただしたり、責めたりすると、自責の念がずっと尾をひくと思います。その非をチームワークでフォローしたり、あたたかな声かけをしあうことが大事だと思います。「最前線で活動している人を責めない」ことをリーダーは肝に銘じていくことです。

【県庁 穴水町 保健衛生活動】

自分なりに考える応援派遣の意義

- 災害は大変な困難ではあるが、
地域を越えた助け合いの繋がりが生まれ、
経験、ノウハウ、スキルは次
の災害対応に活かすことができる。

NOTO,

NOT ALONE

能登はひとりじゃない